

經濟論叢

第九十七卷 第五號

インフレーションの論点	島 恭 彦	1
整数計画問題における双対価格	浅 沼 萬 里	19
インフレ利益と名目資本金計	中 居 文 治	41
整数計画問題の解法とその意義	井 原 健 雄	61

昭和四十一年五月

京都大學經濟學會

インフレ利益と名目資本会計

——ドイツ・インフレーション(第一次)の會計的考察 (1)——

中 居 文 治

ま え が き

會計学通説においては、インフレーションの過程において従来おこなわれてきた名目資本会計がおこなわれると「架空」利益が計上され、それが租税・配当等の形態で企業外に流出すると「実体資本への食込」を生じ「資本維持」が不可能になると説かれ、したがって「架空」利益を排除しなければならないとして、そのための種々の會計理論・方法が主張されてきた。従来、いわゆるインフレーション会計の分野においては、インフレーション期における「架空」利益の計上は自明の事実であるかのように理解され、この「事実」をほとんど疑ってみようとさえしなかったといってもよいであろう。実際にはインフレーションは、経済学で説かれるごとく、自動的・強制的な富と所富の再分配の過程であって、企業（とくに大企業）は一般に、真の利益、インフレ利益を大いに享受したのである。

インフレ利益は、インフレーションの下での自動的・強制的な富と所得の再分配の結果、生ずる真の利益である。個々の財の価格騰貴はインフレーションの際にはきわめて不均等であり、貨幣価値の低落に相当するだけの価格騰貴が一律に生じているわけでないから、需給関係等による(インフレ)利益も発生するわけであるが(広義のインフレ利益。第1章参照)、會計上の概念としては狭義に解釈し、貨幣価値下落にもかかわらず、諸経済取引(一般経済計算)が名目価値のままでおこなわれる結果、生ずるところの富と所得の移転によるものをインフレ利益とよび、したがって、それを貨幣(厳密に言えば、不換紙幣、以下同じ)価値変動利益に限定したい。(そのもっとも典型的なものは債務者利

潤である。)これは、個々の経済主体(とくに企業)にとっては利益としてとらえられるものであるが、その利益の発生の上には、インフレ損失をこうむる経済主体が存在し、総体経済としては、インフレ利益はインフレ損失と相殺され、そこにはなんら価値は生みだされていない。そしてこのインフレ利益は、名目資本会計、貨幣価値変動会計その他いかなる会計方法がおこなわれようと、また財務諸表に計上される利益の有無・その金額のいかにかわらず、現実には存在する真の利益であって架空の利益ではない。

架空利益とは、名目資本会計ではインフレーションの際にも、貨幣価値低落を考慮して会計計算がおこなわれぬため、真の利益(実質利益)を超えて計上される名目上の利益であって真の利益でない。(同様に貨幣価値低落不慮の結果、他方では、真の利益が計上されず架空損失が発生する。)しかし、貨幣価値変動利益が発生するときは、両者の量的関係いかにによって、前者が生じても後者によって相殺され、財務諸表上には架空利益が計上されぬことがありうる。

通説では、一般に架空利益にのみ注目し、貨幣価値変動利益を無視するので、両者の相殺によって、計上利益が架空利益でない場合でさえ架空利益が発生しているといわれる。(その場合、通説が、貨幣価値変動を一般物価指数変動と同一視する点に問題点があるが、ここではそれに立入らない。)さらに、貨幣価値低落にもとづくもののみならず、時価の上昇にもとづく価格騰貴利益一般をも架空利益としてとらえて、その排除を主張する論者もある。これらの場合を、本来の架空利益と区別するため「架空」利益をよびたい。

これらのことを前提として、私は、企業(とくに大企業)がインフレーションによってどのような影響をうけ、またそれにどのように対処してきたかを会計的側面から考察し、さらにいわゆるインフレーション会計がどのような役割をはたしたかを解明してみたい。そしてこのような目的から、本稿では、第1次世界大戦後のドイツの未曾有のインフレーション期を対象として、まず、(1)インフレーションによって大企業にインフレ利益が発生した事実をあきらかにするとともに、名目資本会計によってもかならずしも「架空」利益が計上さ

れるとはかぎらないことを論証し(以上本号、以下続稿の予定)、ついで、(2) 大企業が獲得したインフレ利益の計上および分配の阻止に成功した事実を指摘して、従来の会計理論および法律がこのことにはたした役割を考察し、さらに、(3) 主として税法への対処およびインフレ利益不計上方策の合理化のために新たな会計方法が展開された過程を考察する。

I インフレ利益の発生

1

軍事費による膨大な財政の赤字、それを補填するための公債発行、そしてそれにともなう紙幣増発という過程をとった第1次世界大戦中のドイツの財政政策は、大戦中すでにインフレーションを内包していたが、戦時統制の強化等によってまだそれは潜在的な状態にあった。しかし、敗戦後においては、やはり戦時中と同じように、租税増徴による財政均衡政策はとられることなく、主として敗戦処理費(賠償をもふくむ)の財源調達のため、ひきつづき公債発行・紙幣増発の政策が継続かつ進展せしめられたことや、一方、経済統制が無力化し、また戦時封鎖経済から世界経済へ復帰したことともない、インフレーションは顕在化し、いちじるしい進行を示した。

元来、インフレーションは常に富と所得の再分配の恐るべき手段となるものであって、一般に労働に不利、資本に有利な分配関係を強制的にもたらす。

またそれは概して企業家や生産手段の所有者に利益をあたえ、特に産業資本家の地位を強固にし、他方、労働者の実質賃金を低下させ、中産投資家、すなわち利子、配当のような固定所得で生活している証券所有者を潰滅させる¹⁾。その富と所得の再分配は、とくに実質賃金の低下と債務者利潤・債務者損失の発生をとしておこなわれるといつてよいであろう。またこのような事実は、第1次世界大戦後のドイツのインフレーションにおいても、もちろんその例外ではなかった。とくにこの場合には、貨幣価値下落の程度がはなはだしかったの

1) C. Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation*, London, 1937, p. 286.

で、未曾有の富と所得の再分配がおこなわれたのである。

事実、インフレーションの進行につれて、名目賃金は上昇したが、物価上昇

第1表 1919年から1923年のドイツの実質賃金（週給）指数（1913年=100）

	国鉄労働者		鉱山労働者	植字工
	熟練工	不熟練工		
1919年	92	120	82	72
1920年1月	67	90	80	61
1920年12月	66	88	85	67
1921年1月	72	96	84	66
1921年12月	72	96	91	77
1922年1月	69	94	83	72
1922年12月	55	76	62	53
1923年1月	44	61	48	43
1923年12月	58	66	73	68

J. Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1789 bis in die Gegenwart*, Bd. I, Teil 2, 6. Aufl., 1954, S. 224.

者（商工業のみ、農業をのぞく）を想定すれば、不払賃金として産業がえた金額は毎年60億ないし70億マルク、すなわち合計240億ないし280億金マルクとなる。²⁾ この金額を、国家の歳入歳出と比較し（第3表）、あるいは戦前のドイツの賃金・給料の総額が年250億マルクであった³⁾ ことと対比してみれば、その大きさがほばうかがわれるはずである。

実質賃金の低下は、企業にとっては不払賃金の増大を通じて労務費の減少を結果し、製造原価の、そしてまた販売費・一般管理費をふくむ総原価を減少せしめることによって、莫大な利潤をもたらしたのである。（当時のドイツの賃金は、他の大工業国で支払われるものよりはるかに低く、1922年のアメリカ関税委員会の調査は、ドイツ工業は一般的な低賃金から世界貿易上大きな利益をうけていたという結

との間につねにタイムラグを生じたため、貨幣価値低落をカバーするにいたらず、実質賃金はいちじるしく低下した（第1表）。さらに実質賃金が最低生計費を下まわるという事態さえ惹起した（第2表）。レーデラーのおおまかな試算によれば、「労働者、俸給所得者1人平均500マルクの実質賃金低下を四年間に限定して1200万ないし1400万の従業

2) Lederer, *Ümschichtung der Einkommen und des Bedarfs*, in B. Harms (Hrsg.), *Strukturwandlungen der deutschen Volkswirtschaft*, Bd. I, 2. Aufl., 1929, S. 52.
3) Bresciani-Turroni, *op. cit.*, p. 196.

第2表 ベルリンにおける左官の賃金と
最低生活費 (単位: マルク)

	週 給	最低生活費 (夫婦二児家族)
1913年—1914年	41.82	28.80
1920年 3 月	204.70	322.00
6 月	299.00	304.00
9 月	312.80	299.00
12月	312.80	327.00
1921年 3 月	324.30	298.00
6 月	324.30	311.00
9 月	377.38	349.00
12月	547.31	557.00
1922年 3 月	715.56	789.00
6 月	1,472.00	1,195.00
9 月	3,552.62	4,714.00
12月	14,950.00	24,994.00
1923年 3 月	69,283.00	71,121.00
6 月	185,344.00	252,582.00
9 月	565,000,000.00	427,000,000.00
12月	32.44 Rentenマルク	30.89 Rentenマルク

Kuczynski, a. a. O., S. 227.

第3表 インフレ期のドイツ国歳入
(単位: 100万金マルク)

会計年度	租 税	流動公 ¹⁾ 債	その他 ¹⁾	歳入総 額 ²⁾ I	歳入総 額 ²⁾ II
1920	4091	7042	133	11266	8497
1921	5236	6627	101	11964	8194
1922	3529	6345	51	9965	4816
1923 (9ヶ月のみ)	1496	11836	181	13513	8054

1) 生計費指数による換算, 2) 卸売物価指数による換算,

なお歳入総額と歳出総額は等しい。

Deutschlands Wirtschaft, Währung und Finanzen: Im Auftrage der Reichsregierung den von der Reparationskommission eingesetzten Sachverständigenausschüssen übergeben, 1924, S. 30/31.

論を下している。)。

富と所得の再分配は、債務者利潤・債権者損失において最も端的にあらわれる。諸経済取引における名目価値計算の原則すなわち1マルク=1マルクの原則が貨幣価値変動にもかかわらず固持されたので、マルク価値の低落は、債権者に対しては貨幣価値変動損失(債権者損失)を債務者に対しては貨幣価値変動利益(債務者利潤)をもたらした。(ただし、外貨建の債権・債務は一般に貨幣価値下落の影響をうけなかった。)銀行預金、社債・公債の形態でもっぱら債権のみを所有していたのは、中産階級、小所得者であって、かれらは

インフレーションの激化とともに、これらの所有債権を実質的に喪失したのである。これに対し、産業・大資本は、債権をも保有していたとはいえ、取引債権など多くは総資本としては相互に相殺されるものであり、またその他の債権にしても、銀行（とくにライヒスバンク）からの借入、社債の発行等による膨大な債務からみれば問題にならず、インフレーションによって債権者の喪失しただけのものを、素手で利得したのである。1913年には、諸産業会社社債の額は46億600万マルク、貯蓄銀行、銀行、保険会社、協同組合に蓄積されていた預金の額は440億マルクにもものぼっていたが、このような巨額の債権は、インフレーションによって消失したのである⁵⁾。すなわち、このようにして、過去の膨大な富の蓄積の企業への振替流入が生じたのである。（たとえば第4表、第5表にみられるように大企業の巨額の負債はインフレーションによって実質的に返済をまねがれたのであった。）

2

以上のような、資本に有利な富と所得の再分配の成果を最もよく享受したのは、ほかならぬ大企業とくに大工業コンツェルンであった。インフレーションに

第4表 ベルリン証券取引所上場47社の資本・負債の変化
(単位：100万金マルクまたはライヒスマルク)

	工 業	商 業	保険業	運輸業	総 計
会 社 数	22	6	14	5	47
1913/14年					
資 本 金	121.9	52.6	30.1	35.1	239.7
積 立 金	22.5	7.9	50.7	3.6	84.7
負 債	93.1	186.6	30.3	49.1	359.1
1924年					
資 本 金	106.7	19.1	25.1	57.8	208.7
積 立 金	8.2	2.0	17.4	4.5	32.1
負 債	32.2	7.1	41.2	9.3	89.8

Wirtschaft und Statistik, Jg. 4, 1924, S. 780.

よる利益を最もよく享受するには大資本が必要であり、またその利益によって他会社買収などがはかられた結果、資本の集中が激化し、それによってより大きくなった大資本は、さらに多くのインフレ利益獲得をめざし、また

5) Bresciani-Turroni, *ibid.*, p. 318.

第5表 ドイツの株式会社の貸借対照表における資本構成の変化
(単位: 100万マルク)

年 度	全 株 式 会 社			銀行・保険業を のぞく株式会社		
	自己資本 A	他人資本 B	(B/A+B) (%)	自己資本 A	他人資本 B	(B/A+B) (%)
1913—1914	14745	32688	68.9	9550	6733	41.4
1924金マルク貸借対照表	12147	5455	31.0	10691	2661	19.9
1924—1925	12329	10299	45.5	10838	4092	27.4
1924金マルク貸借対照表	3509	1383	28.3	3171	1165	26.9
1924—1925	3637	3739	50.7	3236	2374	42.3

Wirtschaft und Statistik, Jg. 6, 1926, S. 366; W. Woytinsky, Die Welt in Zahlen, Bd. 5, Handel und Verkehr, 1927, S. 339.

事実、獲得したのであった。戦前まで、シンジケート形態で横断的集中を進めていたドイツの大工業資本は、(戦時中をふくめて) インフレーション期に縦断的集中をコンツェルン形態によって遂行した。当時、企業数は増大したが、これはインフレーションによって企業淘汰過程が阻害されたこと⁶⁾ (破産の激減, 1913年, 月平均813件, 1923年, 同10件) や1920年以後, 税制改革により Fusion 形態による合併には高税が課せられたこと⁷⁾, あるいは複雑な組織により利益隠蔽をはかろうとした⁸⁾ ことなどによって, もっぱらインテレッセングマインシャフト, 資本参加 (Beteiligung) の形態でコンツェルンが形成されたことによるものであって, 資本集中の傾向はなんら妨げられていなかったのである。

これらのコンツェルン企業は, 原料の確保, 低金利金融の享受, 外国為替の取得, 有価証券発行等の面にわたって, 非コンツェルン企業に比べていちじる

6) Wagenführ, "Die Industriewirtschaft: Entwicklungstendenzen der deutschen und internationalen Industrieproduktion 1860 bis 1932", Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung, Sonderheft 31, 1933, S. 28.

7) H. Beckerath, Kräfte, Ziele und Gestaltungen in der deutschen Industriewirtschaft, 2. Aufl., 1924, S. 52; A. Troß, Der Aufbau der Eisen- und eisenverarbeitenden Industriekonzerne Deutschlands, 1923, SS. 192-4; K. Geiler, Gesellschaftliche Organisationsformen des neuen Wirtschaftsrechts, 2. Aufl., 1922, SS. 70, 80; S. Duschnitsky, Das Konzern-Problem unter Berücksichtigung der schwerindustriellen Wirtschaft im Nachkriegs-Deutschland, 1927, S. 151.

8) R. Liefmann, Beteiligungs- und Finanzierungsgesellschaften, 3. Aufl., 1921, S. 55.

しく有利な地位にあり、このインフレーション期に大いに利益を享受したのである。

当時、敗戦による領土喪失や、戦勝国への原料の強制納付などの結果、原料資源の不足がいちじるしかった。一方、生産の継続には安定した原料の獲得が不可欠であるが、当時こうした条件をみたしたのはコンツェルン企業のみであり、またコンツェルン企業のシンジケートにおける自己消費特権の行使（1924の年数字であるが、自己消費特権者は、石炭1トンあたり2.95ないし3.45マルクだけ、一般価格より安く取得でき、精錬工業（Hüttenzechen）コンツェルン全体で2400万トンの自己消費量を確保していたので、7200万ないし8300万マルクの「利益」をえたのである⁹⁾）とあいまって、コンツェルン企業と非コンツェルン企業との格差は増大するばかりであった。当時、コンツェルンに参加することなしには正常な経営の継続さえ不可能であったといってもいいすぎではないであろう。原料確保のための企業提携の例を二、三あげると、Henschel-Lothringen-Essen コンツェルンの形成は1920—21年の原料危機に対処するためのものであった¹⁰⁾、AEG と Linke-Hoffmann との間の生産契約は、AEG にとって原料基盤の拡大に意義があった¹¹⁾。また Krupp は、1920年には Helene u. Amalie 鋳業組合と、1921年には Konstantin der Große 鋳業組合とインテレッセンゲマインシャフト契約を結ぶことによって、それぞれ1015千トンおよび2763千トンの石炭供給を確保した¹²⁾。まさに、重工業コンツェルンとその支配下にあるシンジケートが原料市場を支配していたので、完成品加工業は原料市場および原料シンジケートの販売政策から独立するためには、原料工業との結合を余儀なくされ¹³⁾、原料確保の面からコンツェルン形成が促進され、それに成功したコンツェルン企業のみが大いなる利益を享受したのである。

9) *Frankfurter Zeitung* von 26. 11. 1924 (Duschnitsky, a. a. O., S. 216/7).

10) Duschnitsky, a. a. O., S. 157.

11) Duschnitsky, a. a. O., S. 158.

12) Duschnitsky, a. a. O., S. 171.

13) Beckerath, a. a. O., S. 60.

貨幣価値低落にもかかわらず、債権・債務関係に名目価値計算が適用されれば、債権者は損失をうけ債務者は利益を得るゆえ、このインフレーション期にも信用に対する需要が増大したのは当然であった。まさに、インフレーション期の最良の金融方法は債務の獲得であった¹⁴⁾。各コンツェルンは、銀行を通じて、あるいは1922年夏以降は直接に、ライヒスバンクから膨大な信用を獲得した。市中銀行金利は、貨幣価値低落につれて、債権者損失を回避すべくプレミアムが附されていちじるしく騰貴したにもかかわらず、ライヒスバンクの金利はきわめて低く、1915年から1922年7月まで年5%にすえおかれ、その後の引上げも貨幣価値低落の程度にくらべれば、きわめて微少で、ほとんど無利子に等しかった。(インフレーションの激化とともに、とくに1922年以降は信用銀行による信用はほとんど途絶するに至り、そのためライヒスバンクの金融が一層、重要性をもってくるようになったが、そのライヒスバンクは、支配的企業グループの圧力にまったく屈して、低金利金融をつづけたのである¹⁵⁾)。しかも、返済は減価した紙幣でおこなわれたのであるから、信用を受ければ受けるほど債務者利潤を多く獲得できたわけで、インフレーションの進行につれて信用に対する需要は急増した。このライヒスバンクの低金利金融をもっともよく享受したのはコンツェルン企業であった。(ライヒスバンク当局は、金利引上げが、インフレーションを抑圧するとは考えず、むしろある種の信用割当制をおこなって、適当な会社にのみ便益を与える方が好ましいとさえ考えていた¹⁶⁾。)当時、自身において容易に融通手形(“Handelswechsel”)を発行しうる大コンツェルンは、また容易にライヒスバンクにおいても低利率で信用を得ることができたのである¹⁷⁾。またブリオンによれば、当時における「ライヒスバンクの信用政策の特徴は、……財界に対して制限信用(Restriktionskredit)の名の下に、以前のようなお信用の供給を続けた点にあった。……企業はこの貸付けられたマルクをもって商品、原料、外国為替、さらに土地、機械を購入し、

14) F. Leitner, *Die Selbstkosten-Berechnung industrieller Betriebe*, 8. Aufl., mit einem Anhang über Finanz- und Preispolitik bei sinkendem Geldwert, 1923, S. 383.

15) H. Mendershausen, *Two Postwar Recoveries of the German Economy*, 1955, S. 34.

16) Bresciani-Turroni, *op. cit.* p. 77.

17) Beckerath, *a. a. O.*, S. 82.

後になって価値の下落したマルクをもって債務を返済したのである。……融通手形(Wechselreiterei)が巨額に作成された。それはことに大コンツェルンの内部において作成された。……私が偶然にみることできた書類によれば、ある大コンツェルンは1923年の1月から9月までに約1000万ドルに相当するマルク手形をライヒスバンクで割引した。しかもその半額以上は純然たる融通手形であった。そしてその手形は満期日にはわずか100万ドルに相当する価値を有するにすぎなかった。¹⁸⁾ さらにコンツェルン内部の提携会社は相互に原料、半製品、製品を供給しあい、またそれに対して相互に手形を振出し、ライヒスバンクその他の銀行で割引をうけたのである¹⁹⁾。また1922年1月から1923年12月までライヒスバンクは24.15億金マルクを信用として産業に与えたが、その返済は全額が減価した紙幣マルクでおこなわれたのである²⁰⁾。また当時の信用銀行の預金(Kreditoren)残の減少(19大信用銀行の預金残は、1913年6825, 1918年12972, 1919年4034, 1920年4288, 1921年3013, 1922年1098, 1923年1336各百万金マルク²¹⁾)は、すべて産業資本へ融資の形で振替流入したとみても大きな誤りはないであろう。(もっとも、インフレーション期間中に企業が銀行信用によってえた債務者利潤総額は資料がえられないため、とらえることができない。)このようにしてえられた資金はもっぱら、実体価値購入に、また他会社支配のために利用された²²⁾。コンツェルンは実体資本喪失どころではなく、少なくとも一つには前述のような債務者利潤によって膨大な実体価値を獲得したのである。インフレーション収束後にあきらかにされたように、企業とくにコンツェルン企業は、不要資本、過剰資本さえかかえこんだのであって、貨幣価値下落によりなら損失はうけなかったのみならず、むしろそれによって積極的に利益をさえたのである。

債務者利潤は、以上のような銀行信用によるほか、企業に課せられた法人税

18) W. Prion, "Kreditpolitik und Ruhrkampf (1923)", *Schmollers Jahrbücher* 1925. II, SS. 128-130 (Duschnitsky, a. a. O., SS. 139-140).

19) Bresciani-Turroni, *op. cit.*, p. 209.

20) I. Faingar, *Die Entwicklung des deutschen Monopolkapitals*, Berlin, 1959, S. 98.

21) R. Goldschmidt, *Das deutsche Großbankkapital in seiner neuesten Entwicklung*, 1928, S. 48.

22) R. Lewinsohn, *Die Umschichtung der europäischen Vermögen*, 1925, S. 42.

その他の諸税の支払からも生じた（続稿参照）。さらに企業は、従業員や顧客からの預り税金（所得税の源泉徴収や取引税によるもの）からも、かれらからの徴収日とそれの国庫への納入日とのタイムラグによって債務者利潤を獲得した。

「1923年夏——マルク下落の非常に激しい時——でさえも、賃金に対する租税は国庫に納入される前に、平均二週間位、企業家の手中にとどまっていた。かくして企業家は労働者階級が実際に支払った税額の大部分を自己の利益のために使用した。産業家および商人が販売のさいに購買者から徴収した取引税は、各四半期末の翌月に〔国庫へ〕支払われた。」²³⁾

さらに短期の取引債務および長期債務（社債等）の価値下落した紙幣による返済によって生ずる債務者利潤も莫大なものにのぼった。（続稿参照）

以上にみるような原料欠乏期における原料の確保、低金利金融の享受のほか、有価証券の発行、製品の高価格による販売（暴利取締令の無視）、債権者損失を回避し実体資産を安価に取得する手段としての外国為替の取得、さらにコンツェルン企業相互間の売上税課税の免除など、いずれもコンツェルン企業以外では容易に達成できないものであった。インフレーションの下でコンツェルン企業はこうした諸手段によって取引利益を確保し、債権者損失を相殺・回避し、債務者利潤を享受したのであった。これにひきかえ非コンツェルン企業とくに零細企業は、取引条件の悪化（たとえば現金買、前払金支払を強要されたことなど）とともに取引利益の確保すら困難で、債権者損失になやまされ、もっぱら紙幣・マルクでの名目利益、架空利益をえたにすぎなかった。

「貨幣資産・実体資産はインフレーション期に、一部は自動的に一部は超過利潤として工業コンツェルンに流入し、これによってコンツェルンは……基本的国民経済価値の所有者となった」²⁴⁾ のであり、また「皇帝とエンカーは敗北を喫したが、ドイツ工業は勝利をえた。われわれの状態は今日いかなるときよ

23) Bresciani-Turroni, *op. cit.*, p. 72.

24) Duschnitsky, *a. a. O.*, S. 192.

りも、良好である」²⁵⁾と Carl Duisberg²⁶⁾に1920年7月、フランクフルトにおける工業家秘密会議で発言せしめるにいたっていたのである。

Ⅱ 名目資本会計と「架空」利益

以上のように、第1次大戦後におけるドイツのインフレ期には、インフレ利益が真の利益として（とくに大企業の場合にいちじるしく）発生したのであるが、インフレ利益が名目資本会計の下でどのように貸借対照表に反映するかをここでまず簡単にみておく。一般には、インフレ期に名目資本会計をおこなうと、貸借対照表には「架空」利益が計上され、それを企業外に流出させると企業資本そのものが喰込まれ侵害される、といわれるのであるが、はたして単純にそのようにいってよいものかどうかを吟味してみたい。（ただし、以下の場合、問題となる価格変動については、財価値変動や需給関係によるものはないものとし、もっぱら貨幣価値低落によるものを前提する。）

貨幣価値低落期に名目資本会計を固持するときは、貸借対照表・損益計算書に計上される数値は、貨幣価値をそれぞれ異にする時点のものが集計されることとなるゆえに、計算単位を異にする数値の和、すなわち異質物の混合となつて、企業の正確な財政状態・経営成績が示されないことはいうまでもないが、そこに計上された利益が架空利益であるかどうかは別の問題である。（正確な計算は、会計数値を同一貨幣価値水準に換算するところの金マルク会計・貨幣価値変動会計の適用の下でしかおこなわれない。）

貸借対照表を構成する現金（不換紙幣）、債権（預金を含む）、債務、固定資産、棚卸資産、資本の諸項目は、インフレにより、形式的あるいは実質的にどのような影響をうけるであろうか。（紙数の都合でごく概要をのべるにとどめる。）

現金については、貨幣価値低落にともない、その単位あたり購買力が減少す

25) Zitiert nach der Zeitung "Roter Stern" von 11. Nov. 1944 (Faingar, a. a. O., S. 95).

26) Handbuch der deutschen Aktien-Gesellschaften, Ausgabe 1921-22, I.によれば Bayer の取締役社長, Badische Anilin-Soda, Höchst 等の監査役である。

るゆえ、貨幣価値変動損失（現金保有損失、インフレ損失）が発生する。名目資本会計では貸借対照表上にはそれが損失として計上されず、いわば秘密損失にとどまるが、金マルク会計では貨幣価値変動損失として明瞭に計上される。

たとえば、期首の現金在高10を、貨幣価値が半分に下落した期末になお保有している場合、期末には、期末貨幣価値で10の貨幣価値変動損失（現金保有損失）が発生している。これは名目資本会計ではなんら計上されないが、金マルク会計では、

（借方） 貨幣価値変動損（現金保有損失） 10 （貸方） 貨幣価値修正 10
の記帳がなされて、計上されることになる。

（本稿では、仕訳・勘定記入その他を前進法計算によって示す。）

債権は現金と同様に考えられる。貨幣価値下落時に名目債権額の返済をうければ、名目額と実質額（貨幣価値換算額）の差額だけの実質的な損失・債権者損失（貨幣価値変動損失）が発生する（受取期日以前でも貨幣価値下落にともない未実現損失が生じている）。それは、名目資本会計では貸借対照表上には損失としては計上されないが、それに相当するだけの現金等が不足し、かつ計上利益がそれだけ少なく表現されることによって損失の発生が認識されよう。そしてこの種の損失もマルク会計では貨幣価値変動損失として明瞭に計上される。

債務については債権とは逆に、貨幣価値下落時には、その名目額だけ返済すればよいのであるから、名目額と実質額（貨幣価値換算額）の差額だけの実質的な利益・債務者利潤（貨幣価値変動利益）が発生する（支払期日以前でも未実現利益が発生している）。それは名目資本会計では、貸借対照表上に、債務者利潤等の名称で計上されることはないが、名目価値による経済計算によって返済を免がれた上記の差額だけ現金等が企業内に留保されることにより、それだけ利益額が増大し、したがって同時に計上利益がそれだけ多く計上されることになる。金マルク会計では、債務者利潤は貨幣価値変動利益として明瞭に区別して計上される。

たとえば、買掛金100を貨幣価値が半分に下落したときに支払った場合、名目資本会計では、

（借方） 買掛金 100 （貸方） 現金 100

の記帳がなされるだけであるが、金マルク会計では、

(借方) 貨幣価値修正	100	(貸方) 買掛金	100
(借方) 買掛金	200	(貸方) {現金	100
		貨幣価値変動益(債務者利潤)	100

の記帳がおこなわれる。

固定資産については、非減価償却資産(土地)と減価償却資産とでは事情は異なる。

土地の場合は、インフレーションの期間中ずっと継続保有されていて売却されないならば、利益も損失も発生しない。名目資本会計によっても、金マルク会計によっても損益が計上されぬ点は同様である。後者、金マルク会計による場合には、(前進法の場合)帳簿価額が現在の貨幣水準に修正されるだけである。インフレ期間中に、土地を売却した場合には、名目資本会計では帳簿価額と売価(貨幣価値換算額に等しいとき)との差額だけ架空利益が計上されることになる。(ただし、この土地を借金によって取得していた場合には、この差額は債務者利潤の顕現であって架空利益ではない。)金マルク会計では、架空利益は発生することがない。

たとえば、自己資金によって土地1000を購入し、貨幣価値が半分に下落したときに、この土地を2000で売却したとすれば、名目資本会計では、

(借方) 現金	2000	(貸方) {土地	1000
		利益(架空利益)	1000

の記帳がおこなわれて架空利益が計上される。ただし、この土地を借入金によって購入し、土地売却と同時に借入金を返済した場合には、さらに

(借方) 借入金	1000	(貸方) 現金	1000
----------	------	---------	------

の記帳がおこなわれ、結局、のこった現金1000に上記利益が対応することになって、上記利益は名目額による借入金返済によって生じた債務者利潤(実質利益)を顕現したものであって架空利益ではない。

金マルク会計では、上記のいずれの場合も、

(借方) 土地	1000	(貸方) 貨幣価値修正	1000
(借方) 現金	2000	(貸方) 土地	2000

の記帳がおこなわれて、架空利益が計上されることはない。借入金についての債務者

利潤は、土地売却取引とは別個に明示される。

減価償却資産については、インフレーションの期間中、売却せずに継続保有していた場合にも、名目資本金計では、取得価格（名目額）にもとづく減価償却額とその現在貨幣価値換算額との差額だけ償却不足が生じ、それに相当する架空利益が計上されることになる（ただし、この固定資産が長期借入金で購入されているような場合には、償却不足相当額は債務者利潤の部分的顕現であって架空利益ではない）。金マルク会計では、架空利益が計上されることはない。この固定資産の売却のさいには、土地の場合と同様の結果が生ずる。

棚卸資産については、インフレーションの期間中、全く稀なことであろうがかりに継続して保有しているとすれば、土地と同様、利益も損失も発生せず、したがって名目資本金計の下でも架空利益は計上されない。棚卸資産が販売される場合には、名目資本金計では、取得価格（名目額）による売上原価とその現在貨幣価値換算額との差額だけの架空利益が発生する。（ただし、この差額は、仕入が掛買による場合、あるいは仕入資金を借入金によっている場合で、それぞれ債務返済が売上時以降である場合には債務者利潤の顕現であって架空利益ではない。）金マルク会計では架空利益が計上されることはない。

たとえば、仕入価格10の商品を貨幣価値が5%に下落したときに売価22.5で販売した場合、名目資本金計では12.5の利益（このうち5は架空利益）、金マルク金計では7.5の利益が販売時に計上される。ただし前者の場合、仕入が自己資金による現金買であれば、架空利益が5計上されることになるが、掛買による場合または借入金による場合は、この5は債務者利潤の顕現であって架空利益でない。

名目資本金計による損益勘定

売上原価	10	売上	22.5
利益	12.5		

金マルク会計による損益勘定

売上原価	15	売上	22.5
(貨幣価値修正額)			
利益	7.5		

自己資本項目とくに当期純利益（または純損失）には、以上にみるような資産・負債に対するインフレーションの影響が集約的にあらわれる。資本金および積立金は、法律によってそれに金マルク計算が適用されぬ限り、名目額のままで金マルク会計の場合でも計上される。（現在貨幣価値換算額との差額は、

名目資本会計では計上されぬが、金マルク会計では貨幣価値修正勘定として計上される)。当期純利益(または純損失)は、名目資本会計では時点を異にする貨幣価値による経常損益、貨幣価値変動損益(インフレ損益)、架空損益の集合物となる。金マルク会計では、架空損益は排除され、真の損益が、貨幣価値変動損益と経常損益に区別して計上される。

以上のようにみると、名目資本会計による場合、インフレーション期の財務諸表に計上された当期純利益が架空利益である可能性はあるが、その必然性はない。名目資本会計における計上利益は、貸借対照表では、期末純資産(名目額)と期首純資産(名目額)との差額として算定される。(期中に資本の払込・払出、利益の処分があるときは、これらはもちろん考慮されなければならない。)またそれは、損益計算書では、売上マイナス売上原価マイナス営業諸費用プラス営業外損益という算式で算定されるが、これらの各項目は名目額で計上されるゆえ、時点を異にする貨幣価値額の集合である。しかし、これら財務諸表には、売上、売上原価、諸費用(諸収益)が名目額で同一であれば、貨幣価値変動損益の有無、その金額いかんにかかわらず、つねに同一の利益(名目額)が計上されるのである。したがって、それが架空利益であるか真の利益であるかは、金マルク会計による計上利益(経常利益プラス貨幣価値変動利益)と比較してのみあきらかになる。このことを以下の簡単な設例で示そう。

a) 期首に掛で商品1000を仕入れ、貨幣価値が半分になった期末にその商品全部を2600で売却(現金売)した。期首に500の借入れをして、その借入金で耐用年数5年の固定資産を購入した。期首に1500の貸付をした。以上の取引を期末の財務諸表に示すと次のようになる。

名目資本会計による損益計算書
(以下PMP/Lと略す)

売上原価	1000	売上	2600
減価償却費	100		
利益	1500		

名目資本会計による貸借対照表
(以下PMB/Sと略す)

現金	2600	買掛金	1000
固定資産	400	借入金	500
貸付金	1500	資本金	1500
		利益	1500

金マルク会計による損益計算書
(以下GMP/Lと略す)

売上原価	2000	売上	2600
減価償却費	200		
貨幣価値変動損		貨幣価値変動益	
	1500		1500
利益	400		

金マルク会計による貸借対照表
(以下GMB/Sと略す)

現金	2600	買掛金	1000
固定資産	800	借入金	500
貸付金	1500	資本金	1500
		貨幣価値修正	1500
		利益	400

この場合には、買掛金・借入金についての債務者利潤1500と貸付金についての債権者損失1500とは相殺されて、貨幣価値変動損益はゼロとなるので、架空利益1100（金マルク計上利益400マイナス名目計上利益1500）は、売上原価計上不足1000と減価償却計上不足100の結果として生ずる。

b) a)の取引のほか、さらに期首に300の現金在高があり、それをそのまま期末まで保有した場合。

PMP/L

売上原価	1000	売上	2600
減価償却費	100		
利益	1500		

PMB/S

現金	2900	買掛金	1000
固定資産	400	借入金	500
貸付金	1500	資本金	1800
		利益	1500

GMP/L

売上原価	2000	売上	2600
減価償却費	200		
貨幣価値変動損		貨幣価値変動益	
	1800		1500
利益	100		

GMB/S

現金	2900	買掛金	1000
固定資産	800	借入金	500
貸付金	1500	資本金	1800
		貨幣価値修正	1800
		利益	100

この場合の架空利益1400（100マイナス1500）は、a)の発生原因にさらに現金保有損失300が加わって生ずる。

c) a)の取引のあと、期末に買掛金を支払い、借入金を返済し、貸付金を取立てた場合は、貨幣価値変動損益が未実現損益から実現損益にかわるだけで計上利益はかわらず、損益計算書はa)と同じである。

PMB/S

現金	2600	資本金	1500
固定資産	400	利益	1500

GMB/S

現金	2600	資本金	1500
固定資産	800	貨幣価値修正	1500
		利益	400

d) a) のケースを、仕入を掛でなく現金仕入に、固定資産購入を借入金でなく自己資金によるものとする。

PMP/L		PMB/S	
売上原価	1000	現金	2600
減価償却費	100	固定資産	400
利益	1500	貸付金	1500
GMP/L		GMB/S	
売上原価	2000	現金	2600
減価償却費	200	固定資産	800
貨幣価値変動損	1500	貸付金	1500
		損失	1100

この場合には債務者利潤を全然獲得できず、債権者損失のみをこうむるので、名目資本会計では依然として1500の利益が計上されているが、実質的には2600の架空利益の計上となっている。

e) a) のケースを、貸付金なしの場合に変更する。

PMP/L		PMB/S	
売上原価	1000	現金	2600
減価償却費	100	固定資産	400
利益	1500	買掛金	1000
		借入金	500
		資本金	0
		利益	1500
GMP/L		GMB/S	
売上原価	2000	現金	2600
減価償却費	200	固定資産	800
利益	1900	買掛金	1000
		借入金	500
		資本金	0
		利益	1900

この場合には、債権者損失なく、債務者利潤のみを獲得するため、実質利益は1900であるのに、名目資本会計では1500しか利益が計上されていないので、架空利益の計上どころか逆に400の秘密積立金の発生をみるのである。(貨幣価値低落にもとづく無意図的の秘密積立金設定が、とくに他人資本比率が高い場合に、おこなわれやすいことを強調するため、あえて資本金がゼロとなるケースを示した。)

以上の設例では単純化のため、借入金利子を無視したが、期末に現金による利子支払を想定すれば、名目資本会計では支払額だけ計上利益が少なくなり、金マルク会計では、貨幣価値換算支払利子額の計上と、実現した貨幣価値変動益の計上がおこなわれる。

以上の設例にみられるように、名目資本金計では、費用が現在の貨幣価値水準でなく名目額で計上されることによって費用計上額が不足して（とくに減価償却費についていちじるしい）、架空利益が発生する。他方、収益も現在の貨幣価値水準でなく名目額で計上されることによって収益計上額が不足して（ただし、一決算期間中の貨幣価値低落が激しくなければ、費用計上不足額ほどの影響はないといってよい。本稿の設例ではこれを無視した。）架空損失が発生する。これらは、帳簿上の利益・損失であって、真の利益・損失でない。しかし、架空利益（架空損失差引後）が発生しても、それが貨幣価値変動利益（貨幣価値変動損失差引後）と等しければ、後者によって相殺されて、最終の結果としては架空利益は計上されない。（貨幣価値変動損失が貨幣価値変動利益を上まわるときは、その差額だけ、架空利益が追加計上されることになる。）すなわち、貨幣価値変動利益（債務者利潤）および収益計上不足額の和が、貨幣価値変動損失（債権者損失）および費用計上不足額（上記設例では売上原価と減価償却費）の和と等しいときには、名目計上利益は決して架空利益を含んでいない。さらに、前者が後者を上まわるときは、とくに会計操作をおこなわなくても実質利益を隠しているのである。

インフレーションの下で名目資本金計をおこなえば、費用（収益）の計上不足は、通常の営業活動によって必然的に生ずるので、貨幣価値変動利益（損失）を獲得しうるか否かが、架空利益の計上・不計上の重要な要因となる。実質利益をさえ隠しているようなケースは、前述のようなとくに膨大な借入金をもつ大企業の場合にみいだされる。そして、債権者損失の発生によってもっぱら架空利益を計上しているのは、インフレーションの進行につれて、取引条件の悪化（現金買、前払金支払等）を甘受せざるをえない小資本・零細商人に限定されることになるのである。当時のドイツにおいては、まさにシュマーレンバッハのいう「架空利益をもたぬ大企業と架空利益でふくれた小企業」²⁷⁾ という格

27) E. Schmalenbach, *Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne*, 1922, S. 39.
Derselbe, *Goldmarkbilanz*, 2. Aufl., 1923, S. 29.

差が生じていたのである。

以上のように、名目資本会計のもとで発生する架空利益は、上記の債務者利潤による相殺がおこなわれて、計上利益のなかになんらふくまれない場合があることをあきらかにしたが、さらに、相殺がおこなわれず架空利益が当期純利益として計上された場合でさえ、利益処分も名目額でおこなわれるゆえ、利益計上時と利益処分時の間の貨幣価値下落の程度いかんによっては、その間における新たに債務者利潤（配当・租税などの処分利益の享受者に対する）の発生によって、新たに相殺されうるのである。当時のドイツのごとく、貨幣価値下落の激甚な場合には、この新たに相殺によって、期末に架空利益が計上されたとしてもその流出はほとんどがおこなわれなかったとみてよいであろう。（実際には、続稿であきらかにするように、とくに大企業の場合には、それ以前に固定資産・棚卸資産に対する秘密積立金の設定さえおこなわれ、架空利益が計上されたことはなかったといってよい。）

以上において、インフレーション期における名目資本会計によっても、架空利益は発生するが貨幣価値変動利益によって相殺されうる場合があり、計上された利益がかならずしも架空利益であるとはかぎらないことを明きらかにした。またこのようにみるかぎり、本稿の冒頭に示した通説は、けっしてそのままとりうるものでないことが知られるはずである。

(1965. 12. 12)